

要約筆記を利用するには

市町村によっては
毎年、利用登録が必要です。
忘れずに登録しましょう。

皆さんの地域では講演会や生涯学習など、様々なイベントが開催されていると思います。「行ってもどうせ聞こえないし・・・」とあきらめていませんか？

そんな時は要約筆記を利用しましょう。要約筆記を利用するには、

- ①お住まいの市町村福祉課へ利用方法をご相談ください。
 - ※ 詳細は市町村によって異なりますので、まずご相談ください。
 - ※ 市町村によっては事前に利用登録が必要です。いつでも利用できるように登録しておきましょう。
- ②利用する日時が決まったら、利用の申し込みをします。
- ③利用当日は現地に集合し、要約筆記を利用します。
 - ※ 用紙とペンは利用者ご自身でご用意ください。

要約筆記は様々な場面で利用できます。

- ・医療関係（病院の受診、子どもの受診、検査、保健所など）
- ・教育関係（学校の授業参観、三者面談、入学式、卒業式、PTAなど）
- ・職業関係（会社の就職面接、研修など）
- ・生活関係（市役所などの手続き、運転免許の更新、裁判所など）

身体障害者手帳のない方、県外への派遣が必要な場合、その他判断に迷う場合などは、茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎへご相談ください。

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

〒310-0844

茨城県水戸市住吉町349-1

TEL：029-248-0029

FAX：029-247-1369

